第４章　改訂行動計画の推進体制

１　庁内での推進体制

（１）現在の人権問題の中には、各分野に横断的に関係するなど個別的な対応では十分とは言えない課題も多くあり、その解決には行政の様々な部署が協力しなければなりません。したがって、庁内の横断的な組織である人権擁護推進本部、人権啓発幹事会などの積極的な活用を行うことにより、あらゆる行政分野の連携によって人権施策の効果的な推進に努めるとともに、人権室、教育政策室を中心として、企画・調整・点検など施策の実施状況の適切な進行管理を行います。

また、国際化や少子・高齢化など、新たな課題に適切に対応するために、担当窓口の整備が求められている分野もあり、今後とも現行体制の見直しをも含めて検討を行うなど、組織体制の整備を図ります。

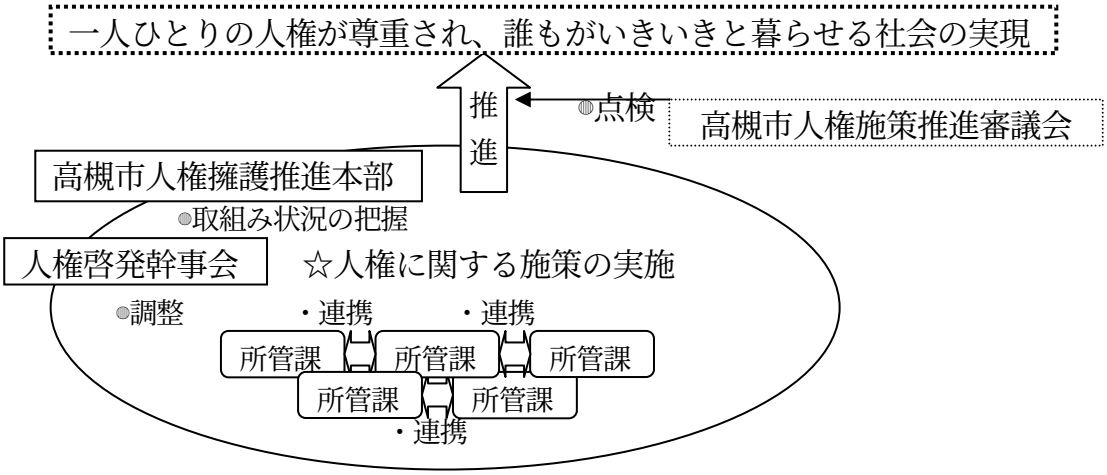

（２）職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、職員の人権意識の向上が不可欠です。人権に関する取組みは、人権担当課だけのものではなく、すべての部課で取組むという意識を全職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」という積極的な意識を持った職員を養成するため、職員に対して、体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施します。

２　国、府、近隣自治体との連携体制

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び府並びに近隣自治体と有機的な連携を構築します。また、人権啓発活動ネットワーク協議会などの関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。さらに、国、府に対して、制度・財政面での適切な取組みを求めます。